

「想いをかたちに!!」 ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

# ボランティア OSAKA

VOL.65

2011 AUTUMN



特集



## 寄付の ボランティアを考える

今年6月、改正NPO法案、新寄付税制が成立しました。これにより、NPOに代表される市民活動への「寄付」が促進され、寄付文化の定着が期待されています。「寄付」も一つのボランティア活動のカタチ。「寄付」のありかたについて考えてみましょう。

P. 2 NPOなどへの寄付に、より大きな減税が適用  
2つの法改正で、広がるか「寄付文化」



P. 4 寄付が支えるNPO活動の自立性  
認定NPO法人 緑の地球ネットワーク



P. 5 インターネット募金など  
新しい「寄付」が続々登場

P. 6 Vサイン  
大阪府市町村ボランティア連絡会が総会を開催

P. 7 こまつたときの社協ボラセン  
ボランティア活動の疑問や悩みにお答えします！

P. 8 ボランティア・市民活動保険Q & A

# 寄付

## のボランティアを考える



### NPOなどへの寄付に、より大きな減税が適用 2つの法改正で、広がるか「寄付文化」

#### 「所得控除」だけでなく 「税額控除」も選択肢に

今までの人生のなかで「寄付を一度もしたことがない」という人はほとんどいらっしゃらないと思います。毎年10月に始まる「赤い羽根」の共同募金は私たちの社会にすっかり定着していますし、東日本大震災に際しては、多くの個人・企業が日本赤十字社などに義援金を、そして現地で支援に当たっているNPOなどに活動支援金を送りました。

にもかかわらず、一般的には「日本は欧米に比べて寄付文化が育っていない」と言われ、「個人の寄付は米国のわずか4分の1」という報告もあるほど。宗教観

や文化の違いなどさまざまな理由が挙げられます。それはさておき、最近では日本でも寄付を身近なものと考える人が徐々に増えてきたのではないでしょ

うか。そのような中、今年6月、新規付税制(税制改正関連法)と改正NPO法の2つが成立。寄付者のメリットを高めることでNPOなどへの寄付を促すねらいがあり、これによって「日本にもいよいよ寄付文化が本格的に根づくのではないか」と期待されています。



たとえば、年間所得300万円の人  
が認定NPO法人に1万円寄付すると…

**所得控除なら**

**還付**

$$(1万円 - 2000円) \times 0.1 = 800円$$

\*寄付金の額は  
年間所得の40%が限度

**税額控除なら**

**還付**

$$(1万円 - 2000円) \times 0.4 = 3200円$$

\*寄付金の額は  
年間所得の40%が限度  
\*控除限度額は  
所得税額の25%相当額

どちらか有利な方を選択



**認定NPO法人が  
一気に増える!?**

NPOへの寄付がこのようなNPO法人や公益法人、社会福祉法人、学校法人などに寄付をしたとき、減税が受けられる新たな税額控除の制度ができます。

新設された「税額控除」とは、2000円を越える分の寄付金額の40%相当額が、所得税から引かれるというものです。これにより寄付者の実質的な負担は約60%で済むことになります。たとえば、ある認定NPO法人にあなたが10万円寄付したとします。それを証明する寄付受領書などを確定申告時に提出すれば、(10万円 - 2000円) × 0.4 = 3万9200円をあなたの所得税額から控除してもらいます。つまりは「約6万円で10万円の寄付」ができるわけです。加えて、従来の住民税の寄付金控除(10%)の適応が、「2000円から」と引き下げられたので、これを合わせれば(40% + 10% = 50%)で、「寄付金の約半分が寄付者に戻ってくる」ことになり、「NPOなどへの寄付が飛躍的に伸びるのでは」と期待されています。

た。従来からあった「所得控除」と、今回新しく導入された「税額控除」のどちらか有利なほうを選択できるようになったのです。

P.O法人のなかで、認定NPO法人は僅かに220法人ほど。全体の0.5%にすぎません。

もともと税制面での優遇が受けられるようにと「認定NPO法人」の制度が発足したのですが、認定要件の基準が厳しく手続きも煩雑なため、なかなかその数が増えなかつたのです。大阪でも4団体しかありませんし、1団体もない県が10ヶ所以上あるという状況です。

これでは、せっかくの寄付税制の改正も「絵に描いた餅」になります。そこで、この認定NPO法人に多くの団体がなれるようにするために、改正NPO法がほぼ同時期に成立。これまでより認定要件などが大幅に緩和されました。

改正点はいろいろありますが、中でも大きいと言われているのが「パブリックサポートテスト



(以下P.O.T.)の緩和です。P.S.T.は「広く市民に支持されている団体」であることを担保するためのものですが、改正により「3000円以上の寄付をする人が100人いればOK」となりました。

さらに、設立から5年以内のNPO法人はP.S.T.を満たしていなくても「仮認定」されます(24年4月から3年間に限り、設立から5年以上のNPO法人にも適用)。認定機関も従来の国税庁から、身近な都道府県・政令市に移管。これらにより、多くの団体が一気に認定NPO法人になるのではないか、と予想されています。

## 「寄付」より、「汗を流すボランティア」のほうが立派?

以上2つの法改正でも、わが国でも寄付が盛んになるのでは…と期待されているわけですが、考えるまでもなく、寄付も立派なボランティア。ややもすれば私たちは、寄付よりも「汗を流すボランティア」のほうが立派だと考えがちですが、そのようなことはありません。社会福祉協議会やNPOなどへの寄付は、「支援したい想い」を「専門家に託すこと」であり、結果的にはそのほうが「より大きな支援」になる場合も少なくありません。東日本大震災に関連して言えば、被災者支援に取り組んでいる認定NPO法人への寄付は「指

定寄付金」とみなされ、控除可能な限度額が従来の「所得金額の40%まで」が「80%まで」に拡大されています。これも「被災者支援の想いを専門家に託すことへの後押し」といいます。

「寄付しかしてなくて…」と遠慮がちに言つ人がいますが、寄付先を自分で選ぶということは「自分で代わってボランティアな活動を他者に託すこと」であり、胸を張つて言えるボランティア活動です。最近では気軽にできる寄付先や活動内容を指定する募金システムも数多く登場(P.5参照)。今回の法改正を機に、寄付文化の一層の広がりが期待されています。

## 「改正NPO法・新寄付税制」についてのセミナーに、NPO関係者らが多数参加

8月3日、大阪NPOプラザで、「どう変わるの? 改正NPO法・新寄付税制」と題したセミナーが開催されました。

会場には、NPO関係者ら約150人が参加。改めて今回の制度改正への関心の高さがうかがわれました。

セミナーでは、弁護士でNPO法に詳しい三木秀夫さんが「今回の改正はまさに大改



三木秀夫さん

正と言つていいもので、これによつてNPOが寄付を集めやすくなるのは間違いない。逆にいえば、今までのように「お金が集まらないのは制度のせい」とは言えなくなり、これまで以上にNPOの力量が問われるようになりました。また、NPO法の活動分野の追加も、都道府県が条例で独自に追加できるようになりました。仮認定制度の導入などを含めて、秋からは都道府県や政令市のNPO政策が大きく注目されます」と解説。



税理士の秋岡安さん  
岡安さんが  
新寄付税制  
について説明。

定NPO法人の「みなし寄付金制度」(同一法人内の収益事業から非収益事業への支出を寄付金とみなし損金算入できる制度)については、実質的にNPOの納税額の減額につながるものであり、多くの事業型NPOの関係者が熱心に耳を傾けていました。主催した大阪NPOセンターをはじめ、参加団体の多くが「認定NPO法人への移行を検討中」とのことですが、「寄付集め(ファンディング)」にこれまで以上に力を注いでいきたい」という声も聞かれました。



大勢のNPO関係者が参加したセミナー

# 寄付が支えるNPO活動の自立性

## 認定NPO法人 緑の地球ネットワーク（大阪市）

### 中国・黄土高原で 約1800万本を植樹

大阪府内には認定NPO法人が、4団体ありますが（8月16日現在）、そのうちの一つが「緑の地球ネットワーク」（事務局・大阪市）です。

同会は1992年から中国・黄土高原でさまざまな緑化協力事業を行うNPO法人です。地球環境が悪化し、砂漠化と水不足が深刻化する黄土高原。そこに暮らす人々の緑を取り戻す努力に協力することを目的に、植樹や造林、育苗、果樹園建設などの事業を推進。これまで約1828万本の樹木や果樹を植え付けてきました。

そして、毎年春と夏の2回、日本からボランティアを募り、個人や企業・労働組合がツアーや組んで1週間ほど現地で植林などを行うプログラムを実施。すでに3300人以上が参加しています。

また、植林や農業などに関する専門家を随时、現地に派遣し、技術の向上や人材育成などにも取り組んできました。そのような中、今年4月、同

会のスタッフが現地を訪れるにとて、東日本大震災の被災者のために、義援金が集められたのです。正確な数は不明ですが500人以上が募金に協力したそうです。

「この地域の生活がきわめて厳しいことを知っている私たちにとっては、義援金が集められたことに驚くとともに、とても感激しました。中国で活動して20年になりますが、忘れない



黄土高原で植林をする、日本からやってきたボランティア

<緑の地球ネットワーク連絡先> TEL 06-6576-6181 <http://homepage3.nifty.com/gentree/>

### 「認定NPO法人」格の取得で、 寄付額は1・5倍に増加

出来事となりました」と事務局長の高見邦雄さん。高見さんは年間100日以上も黄土高原で活動を続けています。

同会では、より多くの寄付が集まるように、「認定NPO法人」格を2005年に取得。その年から、取得前に比べて寄付額が1・5倍に増えました。「やはり寄付を募る上で、税の優遇措置が受けられるかどうかは大きなポイント。今回、新寄付税率でさらに有利になれば、寄付をしてくださる方が増えるのではないかと期待しています」と高見さん。

去年は400件ほどの個人から寄付があつたという同会。大半は1件当たりの寄付額が数万円です。寄付と言えば、一部の資産家がするものと思いつかずが、実際そんな例はほとんどないそうです。

「皆さん普通の生活をされている方ばかりで、なかにはぎりぎりの暮らしをやりくりして、『中国のために役立てほしい』と寄付してくださる方もおられます。本当にありがたくて、無



高見邦雄さん

馳には使えません

また、今回の法改正によって「認定NPO法人」の数が大幅に増えたことが考えられていますが、「申請当時は厳しい認定基準と手続きの煩雑さに、途中で投げ出したくなることもあります」とも話します。

同会の収入は、2010年度で約8300万円。そのうち寄付金は、総収入の14%に当たる1100万円ほどです。大半の収入が事業収入と、国や財団法人都からの助成金で占められています。

「収入に占める助成金や事業収入の割合が高くなると、おのずと資金の使い道が限定されてしまい、自由な事業展開が難しくなってしまいます。しかもこれらは、年度によって変動する可能性が高いので、収支を安定させるためには、助成金、事業収入、寄付金の割合が、それぞれ3分の1ずつになるのが望ましいとされています。

助成金などに頼らざる自立した活動を続けるためにも、いま以上に寄付の割合を増やす努力が欠かせません。そのためには、皆さんから応援してもらえるような、魅力ある活動を実施していく必要があると思っていました」と高見さん。

このように、寄付はNPO活動の自立性を高める重要な要素。寄付をする人が増えることで、これからNPO活動のさらなる活性化に期待したいものです。



(左) 小林利春さん、  
(下) 本社社屋



タクシーメーターの製造販売  
を手がける二葉計器株式会社（本  
社・大阪市）。同社では毎年、9  
月14日の創立記念日に寄付を

行っています。  
「会社も社会の一員としての  
責任を果たさう」という土井邦  
夫社長の発案で、9年前から共  
同募金会への寄付をはじめまし  
た。「会社と社長だけが寄付す  
るのではなく、社内に募金箱を  
置いて1年を通して社員からの  
寄付も集めています。そのため  
金額は一定ではありませんが、  
毎年、できる範囲で寄付をさせ  
ていただいている」と、総務  
部部長の小林利春さん。

毎年、創立記念日は、社員全  
員で会社周辺を清掃。本社の式  
典では、共同募金会への寄付金

を20分余り歩いて届けています。

近所の子どもたちから、「口笛  
あさん」の呼び名で親しまれ  
ている86歳の加藤澄子さん。去  
年の秋まで5～6年間、ボラン  
ティアで通学路の交通整理をし、  
得意の口笛をよく吹いていたこ  
とから、こう呼ばれるようにな

## 二葉計器株式会社（大阪市）

## 毎年、会社と社員が協力して寄付



加藤澄子さん

## 健康の証として、14年間、寄付を続ける

### 加藤澄子さん（茨木市）

加藤さん。

寄付をしようと思ったきっかけ  
は、ご自身ががんを患ったこ  
とでした。茨木市ボランティア  
センターの登録ボランティアと  
して、介護ボランティアを長年  
務めてきましたが、病気で続け  
ていくことが難しくなりました。

いました。

そんな加藤さんは、この14年  
間、茨木市社会福祉協議会に毎  
月決まった額の寄付を続けてい  
ます。最初のころは月2000円を寄  
付。最近は月1000円を寄  
付。自宅から社協までの道のり  
を20分余り歩いて届けています。

「私にとっては、毎月歩いて行  
けるということが喜びなんです  
よ。健康に感謝する気持ちで寄  
付させていただいています」と

考えた加藤さんは、「病気を克服  
して、元気になった証しに歩い  
て寄付をしよう」と思い立った  
のです。だから、「寄付は人のた  
めというより自分のためにして  
いるようなもの、これからもす  
っと続けたいですね」と、にこ  
やかに話されます。

## 手軽！ 簡単！ インターネット募金など新しい「寄付」が続々と登場

東日本大震災の後、「ネット募金元年」と呼ばれるほど、多額の寄付がインターネット上で集まっています。また、買物や貯金が寄付につながるなど、より手軽にできる寄付スタイルが登場し、注目されています。

### ●インターネット募金

- ヤフーボランティア <http://volunteer.yahoo.co.jp>  
ネット上で「壁紙」購入（500円～10万円）やポイント（1円～10万円）を使って、約230団体の中から選んで寄付できます。これまでの寄付金総額は約17億円。
- Give One(ギブワン) <http://www.giveone.net>  
131団体、205プロジェクトの中から、選んで寄付できるオンライン寄付サイト。金額は1000円以上なら自由です。

### ●クリック募金 <http://www.dff.jp>

クリックするだけで募金ができるサイト。1クリックにつき1円を、クリックする人に代わって企業がNPO団体などに募金してくれるサイトです。

### ●ショッピング募金 イーココロ! <http://www.ekokoro.jp>

ネット上で買い物をすると、購入金額の数%が自動的に募金されるもの。180社以上の通販サイトが紹介されています。

### ●ファンドレイジング

・ジャストギビングジャパン <http://justgiving.jp/c/>  
NPO等が寄付を集める行為を『ファンドレイジング』とい  
いますが、寄付を集めるために、個人が「マラソン完走で東  
北を支援します」などの目標を立て、それに共感した人がネ  
ット上で募金をするというもの。4000件以上の目標が登録  
され、すでに7億円以上の寄付が集まっています。

### ●ボランティア貯金

ゆうちょ銀行の通常貯蓄貯金の利子のうち、税引後の20%  
相当額が寄付され、環境保全などに活用されます。三菱東京  
UFJ銀行、三井住友銀行などでも同様の貯金ができます。

### ●環境保護・社会貢献型カード

各種のクレジットカードを利用してことで、利用額に応じて  
環境保護等の団体に自動的に寄付が行われたり、貯めたポイ  
ントを寄付として使うことができます。

### ●幸せの黄色いレシート

スーパーマーケットのイオンで買物をし、専用ボックスにレ  
シートを入れると、買物金額の1%が地域のボランティア  
団体などに寄付されます。

（情報内容はいずれも 8月末現在）

## 大阪府市町村ボランティア連絡会が総会を開催

大阪府市町村ボランティア連絡会（以下、「ボラ連」）は、5月14日に総会を開催し、昨年度の事業報告・決算と本年度の事業計画・予算を議決し、役員改選を行いました。（左下表参照）

第2部では、「ボランティア市民活動の動向について」と題して、大阪府立大学小野達也准教授の講演があり、「新たな公共」についてみんなで考えました。

### 狭い「ボランティア」概念から、より広い「ボランタリーカー」概念へ

小野氏から、まず「東日本大震災に際し、被災された方の役に立ちたいと多くのボランティアが駆けつけただけでなく、コンビニや宅配業者など企業も支援活動をした。いま改めて、ボランティアをどう考えればよいのか」という問題提起がありました。

続いて、「奉仕活動の義務化（と自発性）」「自分の成長ためのボランティア活動（と社会性）」「ボランティア活動の有償化（と無償性）」について、賛成か反対を参加者に問い合わせられました。いずれも割合は異なるもの

小野氏から、まず「東日本大震災に際し、被災された方の役に立ちたいと多くのボランティアが駆けつけただけでなく、コンビニや宅配業者など企業も支援活動をした。いま改めて、ボランティアをどう考えればよいのか」という問題提起がありました。

小野氏から、まず「東日本大震災に際し、被災された方の役に立ちたいと多くのボランティアが駆けつけただけでなく、コンビニや宅配業者など企業も支援活動をした。いま改めて、ボランティアをどう考えればよいのか」という問題提起がありました。



ボラ連は今年度、15周年を迎えます

えることで、様々な活動を視野に入れられる」と述べました。

その際重要なのは、「生活世界の視座」、つまり生活している当事者の立場からものを考える」とあるとし、同じ「生活世界の視座」を持つ活動であれば、それが企業による活動でも行政による活動でも、ボランタリー活動とつながっていく、そして新たな社会をつくっていくことができるのではないか、と締めくくられました。

参加者からは、「社会が変化し続けるようにボランティアも変化し続けるのだと感じた」「生き世界の視座」が印象に残ったなどの声がありました。

#### 大阪府市町村ボランティア連絡会 新役員（任期 23～24 年度）

役職	氏名	ブロック	所属団体
会長	井上 健太郎	河南	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会
副会長	上田 宏幸	北摂	高槻市ボランティア連絡会
	吉田 朋子	河北	交野市ボランティア団体連絡会
	松田 邦雄	河南	藤井寺市ボランティア連絡会
	土橋 義雄	泉州	貝塚市ボランティア連絡会
幹事	細谷 正純	北摂	豊中市ボランティア連絡会
	吉房 勝治郎	河北	枚方市ボランティア連絡会
	森下 順子	河南	東大阪市ボランティア連絡会
	近藤 裕子	泉州	泉大津市ボランティア連絡会
会計	大藪 幸雄	北摂	茨木市ボランティア連絡会
監査	大河 幸恵	河北	守口市ボランティア連絡協議会
	津田 慶子	泉州	和泉市アイ・あいロビー運営委員会

#### 大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター 〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL:06-6762-9631 FAX:06-6762-9679			
市町村名	所 在 地	電 話	FAX
北 摂			
池田市	563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444
茨木市	567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0086
島本町	618-0022 島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325
吹田市	564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202
摂津市	566-8555 摂津市三島1-1-1 摂津市役所西別館1階	06-6318-1128	06-6383-9102
高槻市	569-0804 高槻市船屋町3-1-303 グリーンプラザ3号館3階	072-683-2200	072-683-2209
豊中市	560-0023 豊中市中岡上の町2-1-15 豊中すこやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005
豊能町	563-0101 竜門町吉川1187 町立保健福祉総合施設豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524
能勢町	563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623
箕面市	562-0036 箕面市船場西1-11-35 箕面市総合保健福祉センター分館	072-749-1535	072-727-3590
河 北			
交野市	576-0034 交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3737
門真市	571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456
四條畷市	575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888
大東市	574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828
寝屋川市	572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166
枚方市	573-1191 枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉会館ラボールひらかた内	072-841-0181	072-841-0182
守口市	570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715	06-6993-0134
河 南			
大阪狭山市	589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407
柏原市	582-0018 柏原市大県4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-972-6761
河南町	585-0014 河南町大字白木1371 河南町保健福祉センター内	0721-93-6299	0721-93-5299
泉 州			
泉大津市	595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-65-0143
和泉市	594-0041 和泉市いき野5-1-7 和泉中央駅南側歩行者デッキアモーレ1階	0725-57-0294	0725-57-3294
泉佐野市	598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立総合センター内	072-464-2259	072-462-5400
貝塚市	597-0072 貝塚市富中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	072-439-0035
富田林市	594-0037 富田林市宮甲町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
羽曳野市	583-8585 羽曳野市岩田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
東大阪市	577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
藤井寺市	583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
松原市	580-0043 松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294
八尾市	581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
泉 州			
岸和田市	596-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立総合福祉センター内	072-430-3366	072-430-3367
熊取町	590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
泉南市	590-0521 泉南市梅井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
高石市	592-0011 高石市加茂4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
田尻町	598-0031 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5015	072-466-8841
吉岡町	595-0812 吉岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
阪南市	599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900
岬町	599-0303 岬町深日3238-24	072-492-5700	072-492-5701

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL : 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL : 072-232-5420

## 困ったときの社協ボラセン

# ボランティア活動の疑問や悩みにお答えします！

ボランティアセンターはボランティアをする方、ボランティアの力を求めている方、NPOなどの市民活動の力になります！困った時はあなたのまちの社協ボラセンまで何でもご相談ください。問い合わせ先は右ページをごらんください。

### 個人からの質問

和泉市社協ボランティア市民プラザ「アイ・あいロビー」所長の辻野さんがあ答えします

**Q** 私もボランティアをしたいと思うのですが、他の方はどういうきっかけで始めることが多いですか。

**A** 男性は定年をきっかけに、女性の場合は子育てが一段落したからなど、「自分に時間の余裕ができたから」という理由や「人から誘われた」という方が多いです。

「アイ・あいロビー」では自身もボランティア活動をしているボランティアアドバイザーさんが窓口にいます。活動経験をいかして、同じ目線で相談にのりながら、情報を伝え、活動に入るきっかけづくりのお手伝いをしています。また、一般の方にボランティア入門講座や交流サロンへの参加を呼びかけて、ボランティアのきっかけづくりを行っています。入門講座以外にも、親子福祉体験講座、ボランティアステップアップ講座、普通救命講習などがあります。

\*交流サロン（3回／年）…ボランティアを依頼する施設の方から、活動内容を紹介いただくなど、ボランティアの交流の場。参加自由。

**Q** 学生やボランティア経験のない人にも、できることはありますか。

**A** ボランティアは日常生活の中ですでにしていること、できることがボランティアにつながることもあります。



ボランティアアドバイザーが交替で毎日3人体制で相談にのっています

改めて考えると何から取り組んでいいのか、どうしてきっかけを作ればいいのかと考えがちですが、きっと身近にあなたにもできる活動があるはずです。

「アイ・あいロビー」では、希望や興味に合わせて施設ボランティアや「アイ・あいロビー」の一日イベント等を紹介し参加してもらっています。また駅前の清掃活動などにも参加を呼びかけています。

**Q** 希望に合った活動はどのようにして探すのがいいでしょうか。

**A** 「アイ・あいロビー」では、「探してますボランティアさん」として、施設やイベント等からの依頼をロビー掲示板に貼り出したり、広報誌などに登載したりしています。

ボランティアセンターにはたくさんの情報があります。ぜひアドバイザーの方と相談しながら探してみてください。

### グループからの質問

枚方市社協ボランティアセンターの染林さんがあ答えします

**Q** ボランティアグループメンバーのスキルアップを図りたいのですが、自分たちだけでは難しい。どうしたらいいでしょうか？

**A** 一般的のボランティアを対象に講座や研修を企画しています。テーマに興味があれば普段の活動に関わりのない分野の講座でも参加してみてはいかがでしょうか。

枚方市ボランティアセンターではボランティアスクールを開催し、ボランティアを始めたばかりの方には“初級編”、ボランティ



ボランティアスクール初級編 車いす介助体験の様子

ア活動をされている方には「現任ボランティアステップアップ編」に参加していただいているが、ベテランの方であっても、初心にかえって初級編に参加される方もおられます。今年度は「ボランティア新規登録者編」「企業対象編」を予定しています。また、相談に来られた個人・グループに合った講座があれば、そのつどお知らせしています。

**Q** 個人でボランティアセンターに登録するとボランティアを紹介してもらえたりしますが、ボランティアグループで登録するとどのようなメリットがありますか。

**A** 研修や活動に関する情報提供、センターの機材の貸し出しや会議室の利用などグループの運営支援を行っています。（※各市のボランティアセンターによって内容は異なりますのでご確認ください）

ボランティア連絡会が組織されているところではグループ間の交流や情報交換なども行われています。

枚方市ボランティアセンターでは、ボランティアグループ連絡会において定期的（2カ月に1回）に、または必要に応じて個別に情報提供しています。意外と他のグループがどのような活動をしているのか知らないことも多く、お互いの活動内容の紹介や交流の時間を設けてボランティア同士のつながりができるようにしています。

## ボランティア・市民活動保険

## Q &amp; A

**Q** ボランティア市民活動行事保険に加入していたイベントが台風により中止・延期する場合はどのような手続きが必要でしょうか  
**A** やむを得ない事情により中止があった場合は、中止の理由などを加入確認書の備考欄に記入し、加入された窓口まで1週間以内に速やかにご連絡ください。また延期し、別の日に振り替える場合も、行事予定日当日までに、延期の理由と振替予定日を加入確認書の備考欄に記入し、窓口までお知らせください。

**Q** 準備を前日に行い、当日にイベント実施と片づけをする予定ですか  
**A** いずれも行事保険の対象となりますか。  
イベント当日の準備、後片付けは行事の一環としてみなしますが、イベントと別の日に行われる準備・後片付けや、当日に行う場合であっても、行事自体と明らかに危険度が異なる場合などは、対象外となります。

## 23年度「ボランティア総合補償制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて  
ボランティア活動保険

補償内容		日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。				
傷害部分	本人のケガ ボランティア	Bプラン	Cプラン			
		死亡・後遺障害保険金額	1,500万円	900万円		
		入院保険金日額	8,000円	6,000円		
		通院保険金日額	4,000円	3,000円		
		手術保険金	8・16・24万円	6・12・24万円		
		特定感染症	補償します	補償します		
		天災	×	補償します		
賠償部分	対人	対人、対物共通		5億円限度(免責なし)		
	対物					
年間保険料		ボランティア1名あたり 500円		700円		
加入対象	社会福祉協議会に登録、届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体					
対象活動	・無償であること(交通費、食事代など除く) ・自助活動ではないこと					
保険期間	平成23年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)					

各種イベント参加者の補償に  
ボランティア・市民活動行事保険

補償内容		日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入していただくものです。※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。			
傷害部分	本人のケガ	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)		
		死亡・後遺障害保険金額	500万円		
		入院保険金日額	3,000円		
		通院保険金日額	2,000円		
賠償部分	対人	手術保険金	3・6・12万円		
		1名 1億円限度(免責金額なし) 1事故 2億円限度(免責金額なし)			
	対物	1事故 500万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度			
保険料		I型	II型		
A区分	30円	1泊2日	227円	4泊5日	341円
B区分	134円	2泊3日	280円	5泊6日	349円
C区分	262円	3泊4日	288円	6泊7日	357円
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体				
保険期間	行事期間中(開催前日までに受付が必要)				

各種NPO団体等の活動に  
非営利・有償活動団体保険

補償内容		ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。		
傷害部分	本参加者のケガ	Aプラン	Bプラン	
		死亡・後遺傷害保険金額	382万円	751万円
		入院保険金日額	3,000円	
		通院保険金日額	2,000円	
		手術保険金	3・6・12万円	
		1名 1億円限度(免責金額なし) 1事故 2億円限度(免責金額なし)		
		1事故 500万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度		
年間保険料		4,900円	6,300円	
加入対象	社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された団体・グループ			
保険期間	平成23年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日から)			

移送サービス活動に  
移送中事故傷害保険

補償内容		日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭載している間の急激・偶然・外来の事故により身体に障害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。			
傷害部分	本参加者のケガ	I型(車両特定)			
		死亡・後遺傷害保険金額	266,0万円		
		入院保険金日額	3,000円		
		通院保険金日額	2,000円		
賠償部分	対人	手術保険金	3・6・12万円		
		1名 1億円限度(免責金額なし) 1事故 2億円限度(免責金額なし)			
	対物	1事故 500万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度			
年間保険料		2,000円(乗車定員1名)			
加入対象	社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利の場合は加入できません。				
保険期間	平成23年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日~)				

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。  
なお、上記の内容は平成23年4月1日から平成24年3月31日までのものです。

## 三井住友海上火災保険株式会社

関西企業部 公務開発室 〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1

TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ [www.ms-ins.com](http://www.ms-ins.com)

## 各種損害保険・生命保険取扱 (株) 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

大阪センタービル2階(伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686